

定 款

一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会

一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会と称し、英文では、**Data driven Regional Education Association for Marketing** と表記する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、地域性を持つデータを分析し、販売戦略の立案を行う新しいスキルを有した「ビッグデータマーケティング人材」を育成すること、また、地域企業の人材確保のために実践力のあるマーケティング人材の採用支援を図り、地域（地元）雇用創出により地方創生に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 人材育成のためのカリキュラム開発及び教員育成
- (2) 学校における授業実施支援
- (3) 各企業における研修教育及び講師派遣
- (4) 検定試験の実施
- (5) 各種教材の企画、制作、編集、出版及び販売
- (6) 講座、セミナー、イベント等の企画、開催及び運営
- (7) 職業紹介事業
- (8) 情報機器及び同関連設備並びにこれらに付属する消耗品の販売
- (9) 会報誌又はインターネットでの広告事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の推薦により社員総会の承認を得るものとする。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第19条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事をもって理事長とし、業務執行理事のうち、1名を副理事長とすることができる。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 増員又は補欠として選任された理事の任期は、他の在任理事又は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第28条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規程)

- 第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める理事会規程によるものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

- 第36条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

- 第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第38条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還手続)

- 第39条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

- 第40条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計算

(事業年度)

- 第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定により理事会の決議を経た事業計画及び収支予算は、当該事業年度開始後に開催される最初の社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認を得るまでの間、理事会の決議に基づき、前年度の予算に準じて収支を行うことができる。なお、当該収支は、新たに成立した当該事業年度の予算の収支とみなす。
 - 4 前各項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	山下 泉	浦山 哲郎	伊藤 久美
	柴田 健二	米倉 裕之	米澤 豊
設立時監事	滝山 重治		

(設立時の社員の名称及び住所)

第50条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都港区芝大門一丁目10番11号
株式会社True Data

設立時社員 東京都港区浜松町一丁目31番
株式会社プラネット

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更の施行期日)

第52条 令和8年3月25日の臨時社員総会の決議による第42条の変更規定は、同日から施行する。

【定款変更履歴】

平成30年4月2日 設立(原始定款作成)

令和8年3月25日 第42条の変更